

第2節 各論

第1 消火器具

I 用語の定義

1 概要（一般事項）

- (1) 消火器具とは、消火器と簡易消火用具を総称したものをいう。
- (2) 消火器とは、水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（固定した状態で使用するもの及びエアゾール式簡易消火具を除く。）をいう。
- (3) 簡易消火用具とは、水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩をいう。
- (4) 住宅用消火器とは、消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。
- (5) 能力単位とは、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号。）第3条又は第4条（能力単位の測定）の規定により測定したもので、消火器具の消火能力を示す単位をいう。
- (6) 大型消火器とは、能力単位が、A火災に適応するものにあつては10以上、B火災に適応するものにあつては20以上のものをいい、薬剤量は、水消火器又は化学泡消火器にあつては80ℓ以上、機械泡消火器にあつては20ℓ以上、強化液消火器にあつては60ℓ以上、ハロゲン化物消火器にあつては30kg以上、二酸化炭素消火器にあつては50kg以上、粉末消火器にあつては20kg以上のものをいう。
- (7) 歩行距離とは、什器、壁等の障害物を避け、実際に歩行可能である部分の動線について測定される距離をいう。

2 設置場所等

- (1) 令第10条第1項第1号ロに規定する「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものをいう。
なお、火を使用する設備又は器具に、同条に規定する「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」又は「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」は含まれないものとする。
- (2) 令第10条第1項第4号に規定する「建築物その他の工作物」には、屋外において貯蔵し、又は取り扱う施設並びに土地に定着する建築物以外の工作物及び建基法第2条第1号で建築物から除かれている施設（貯蔵槽等）も含まれるものとする。
- (3) 令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく」は、通常の通行

の際に消火器を足に引っ掛けて倒したり、又は避難の際に邪魔になったりすることのないよう、人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置するものとする。

(4) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」は、消火器全体が、床面からの高さを1.5m以下とし、廊下、通路又は室の出入口付近に設置するものとする。

(5) 規則第5条の2に規定する「防火上有効な措置」とは、次に掲げる装置を設けるものをいう。

ア 「調理油過熱防止装置」とは、鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいう。

イ 「自動消火装置」とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）第11条第7号に規定するもののうち、火を使用する設備又は器具を防護対象物（自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。）とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいう。

ウ 「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」には、過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいう。

(6) 規則第6条第6項第2号に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は、原則含める必要はない。

(7) 規則第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の動線により測定するものとする。

(8) 規則第9条第2号に規定する「消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次に掲げる場所をいう。

ア 本体容器、バルブ、キャップその他の部品が腐食するおそれのない場所

イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所

3 付加設置

(1) 規則第6条第4項に規定する「その他これらに類する電気設備」とは、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサー、遮断機、計器用変成器等の機器によって構成され、その全出力が20kw以上のものをいう。）、蓄電池設備、燃料電池発電設備及び急速充電設備をいうものであること。ただし、次のアからエのいずれかに

該当するものを除く。なお、条例第36条第1項についても、これを準用する。

- ア 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの
- イ 内燃機関を原動力としない発電設備
- ウ 蓄電池設備で、その容量が4,800A h・セル未満のもの
- エ 配線、照明、電動機等

(2) 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、条例第54条第1項第1号から第8の2号までに規定する設備を設置する場所をいう。

(3) 条例第36条第1項第3号に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する場所をいう。

- ア 厨房（部分的な湯沸室及び個人の住宅に設けるものを除く。）
- イ 営業用食品加工炉及びかまど
- ウ 工業炉及びかまど
- エ 熱風炉
- オ 公衆浴場の火焚き場
- カ 火葬場のかま場
- キ 焼却炉を設置する場所

(4) 条例第36条第1項第6号に規定する「煮沸する設備又は器具のある場所」とは、営業を目的とした揚げ物等を調理する設備等のある場所又は工場等で可燃性固体類を加熱又は煮沸する設備のある場所をいう。また、「煮沸する設備」とは、必ずしも沸点に達することを目的とした設備を示すものではない。

II 能力単位

1 区分による算定方法

規則第6条第1項から第3項までの規定により、消火器を設置する場合には、下表の左欄に掲げる対象物の区分に従い、右欄に掲げる消火器の能力単位の数値を用いて、必要な個数を算定するものとする。

| | 対象物の区分 | 消火器の能力単位の数値 |
|---|--|----------------|
| 1 | 令第10条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる防火対象物 | A火災に対する能力単位の数値 |
| 2 | 少量危険物のうち、法別表第1に掲げる第4類の危険物又は指定可燃物のうち、危政令別表第4に掲げる可燃性固体類若しくは可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場所 | B火災に対する能力単位の数値 |
| 3 | 2以外の少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所 | A火災に対する能力単位の数値 |

2 1未満の端数処理

規則第6条第1項から第3項まで及び第5項の規定による能力単位の数値の算定については、1未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。

Ⅲ 設置場所等

1 設置場所

消火器の設置場所は、令第10条第1項及び第2項並びに規則第6条第6項及び第9条第1号から第3号までの規定によるほか、次によること。

(1) 消火器は、できるだけ通風がよく、次に掲げる場所を避けて設置すること。

ア ガスコンロ、暖房器具等の熱又は直射日光の当たる場所

イ 風呂場、洗濯場その他頻繁に水を使用する場所等湿気の多い場所

ウ 雨水のかかる場所

(2) 避難階以外の階で、開口部のない壁で区画されている場合は、当該区画された部分ごとに消火器を設置すること。

(3) メゾネットの共同住宅、その他2階層以上で一の住戸になっているもので、消火器を階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限り、令第32条の規定を適用して、当該階の各部分から上階又は下階の消火器に至る歩行距離が20m以下となる場合は、当該階に設置しないことができる。◆

(4) I 2 (6)で規定した床面積に算出されない部分について、屋上駐車場、ピロティ、ポーチ等で車両が乗り入れる部分及び屋上部分に規則第6条第3項から第5項に規定されるものがある場合については、消火器を設置するものとする。◆

2 防護措置

次に掲げる場所に設置する消火器には、格納箱に収納するなど、適当な防護措置を講じるものとする。

なお、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じるとともに地盤面又は床面からの高さが10cm以上となる場所に設けるものとする。

(1) 容器又はその他の部品が腐食されるおそれのある場所

(2) 消火器に表示された使用温度範囲外となる場所

Ⅳ 付加設置

規則第6条第3項、第4項及び第5項並びに条例第36条により設置しなければならない消火器具については、Ⅲによるほか次によるものとする。

1 適応消火器の設置

付加設置する部分には、当該部分にその消火に適応するものとされる消火器を設置するものとする。

2 少量危険物又は指定可燃物

規則第6条第3項の規定により、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分に設ける消火器は、粉末消火器(ABC)10型を設置するものとする(少量危険物のうち、第1類のアルカリ金属の過酸化物又はこれを含有するもの、第2類の鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの、第3類の自然発

火性物質及び禁水性物質又は第5類の自己反応性物質を除く。)

3 能力単位の合算

延べ面積 150 m²未満の令別表第1(3)項に掲げる防火対象物のうち、令第10条第1項第1号口に規定する防火対象物に対しては、規則第6条第5項の規定により、能力単位の合計数の加算を行わないものとする。また、同条第6項第2号の規定により、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）が設けられた階にのみ配置すれば足りるものとする。

4 消火器の兼用

令第10条第1項に基づき設置される消火器が、規則第6条第3項又は第5項に基づき設置される消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位及び歩行距離を満足する場合にあっては、重複設置は必要ないものとして取り扱うことができる。

V 標識

1 規則第9条第4号に規定する標識の形状等は、次によるものとする。★

(1) 大きさ

標識の大きさは、短辺 8 cm 以上、長辺 24 cm 以上

(2) 色

地色を赤色、文字は白色



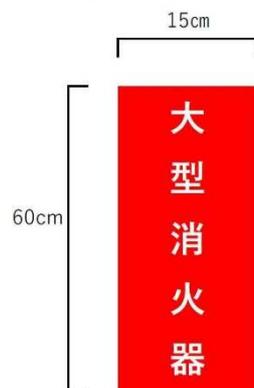
2 大型消火器の設置場所に設ける標識の形状等は、次によるものとする。◆

(1) 大きさ

標識の大きさは、短辺 15 cm 以上、長辺 60 cm 以上

(2) 色

地色を赤色、文字は白色



3 ピクトグラム

J I S 28210に規定するピクトグラムを設けた場合は、令第32条の規定を適用し、規則第9条第4号に規定する標識を設けないことができる。ただし、多数の外国人来訪者の利用が想定される(1)項イ、(5)項イ、(10)項に掲げる用途に供される防火対象物については、規則第9条第4号に規定する消火器である旨の標識に加えて消火器ピクトグラムの活用を図るものとする。

なお、消火器ピクトグラムの設置にあつては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 消火器ピクトグラムの大きさは、9 cm角以上とする。
- (2) 消火器ピクトグラムは、概ね0.8m以上の高さで、消火器付近の見やすい位置に設けるものとする。なお、消火器が屋内消火栓等と近接して設置される場合には、屋内消火栓等の表示灯の高さに合わせる等、視認性の高い位置に設けるものとする。



- (3) 大規模空間に消火器ピクトグラムを設置する場合には、より大きいものを高い位置に設置する等、設置場所の空間特性に配慮した大きさ及び設置位置とするものとする。
- (4) 多数の者が立ち入り又は通行する場所に設ける消火器に対し、優先的に設置するものとする。
- (5) 消火器を直接視認することができ、火災予防上支障が無いと認められる場合は、消火器である旨の標識に代えて消火器ピクトグラムを設置することができるものとする。

VI 簡易消火用具

簡易消火用具の材質等は、次によるものとする。

1 材質等

- (1) 水バケツ及び専用バケツの容量は8ℓ以上10ℓ以下で、かつ、容易に変形しないもの。
- (2) 膨張ひる石は、J I S A5009 に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）は、J I S A5007 にそれぞれ適合するもの。

2 設置方法

設置する箇所ごとに、規則第6条第1項に定める能力単位が1単位未満とならないように設けるものとする。